

入札説明書

桜井市都市公園等遊具定期点検業務委託の事後審査型条件付き一般競争入札について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

なお、この委託業務に係る競争入札は、予定価格を事前に公表します。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 委託名 | 桜井市都市公園等遊具定期点検業務委託 |
| (2) 委託場所 | 桜井市内一円 |
| (3) 委託番号 | 都計第5号 |
| (4) 委託概要 | 「桜井市都市公園等遊具定期点検業務委託 仕様書」のとおり |
| (5) 委託期間 | 令和8年7月2日から令和8年8月31日まで |
| (6) 予定価格 | 金810,000円（消費税抜き） |
| (7) 入札保証金 | 免除 |
| (8) 契約保証金 | 桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）の規定による |
| (9) 入札方法 | 郵便入札 |
| (10) 入札回数 | 1回 |

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和8年度桜井市物品購入・業務委託等入札参加資格申請業者名簿「Q委託業務」に登録されていること。
- (3) 公告の日から入札執行の日までの間において、桜井市物品購入等の契約に関する指名停止措置基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 桜井市暴力団排除条例（平成23年12月桜井市条例第21号）に該当しないこと。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による

更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 当該業務の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することはできません。)
- (9) 本業務の委託を他人に委託してはならない。また第三者に譲渡し、継承させてはならない。
- (10) 過去2年以内に国または地方公共団体が発注する同類の業務で、本業務と同等以上の業務実績を有すること。
- (11) 本業務に配置される技術者は、管理技術者及び担当技術者で構成され、以下の資格を有すること。
 - ア 管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)または公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)の資格を有すること。
 - イ 担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)、安全管理士または点検管理士の資格を有すること。
 - ウ 管理技術者と担当技術者の兼務は認めない。また、配置する技術者は、他会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。

3 参加申請方法

この入札に参加を希望する者は、入札参加申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を提出してください。

(1) 申請書等の交付

ア 期 間 令和8年6月1日(月)から令和8年6月5日(金)まで

イ 交付方法 申請書の様式は、当市ホームページよりダウンロードしてください。

「桜井市ホームページの目次>事業者向け>入札契約など>入札情報(その他入札など)>桜井市都市公園等遊具定期点検業務委託に係る一般競争入札について」に掲載しています。

(2) 申請書等の提出

ア 提出期間 令和8年6月3日(水)から令和8年6月5日(金)まで

受付時間は、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 持参のみ

ウ 提出先 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1
桜井市役所2階 都市建設部 都市計画課 事業・施設係

4 入札参加資格の確認

- (1) 申請書の提出のあった者には、入札参加資格確認結果通知書（以下「参加通知書」という。）を交付します。
- (2) 参加通知書の交付を受けた者は、入札参加資格があるものとします。ただし、入札参加資格者は以後の手続きについて入札執行者の指示に従うものとし、指示に従わない時は入札参加資格を取り消す場合があります。

5 仕様書の配布

- (1) 配布期間 申請書提出期間と同じ。
- (2) 配布方法 参加通知書の交付を受けた者に、窓口で配布します。

6 仕様書等に対する質問の受付及び回答

- (1) 受付の方法

質問は質問書（様式2）の用紙によりFAXで提出してください。

質問書の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。

なお、質問がある場合は、FAX送信後に下記担当部署まで必ず電話連絡してください。

（質問がない場合は、提出する必要はありません。）

- (2) 受付日時等

ア 日 時 令和8年6月9日（火）午前9時から午後3時まで

イ 送付先 桜井市都市建設部 都市計画課 事業・施設係

ウ FAX番号 0744-46-1782

エ 電話番号 0744-42-9111（内線3211）

- (3) 質問の回答

質問のあった場合は、令和8年6月12日（金）午後5時までに今回の入札に参加する全業者に回答書をFAXで送付します。

FAXに対応できない入札参加者には、個別に配布方法を協議します。

7 入札書の提出

- (1) 提出期間 令和8年6月17日（水）午前9時から
令和8年6月19日（金）午後5時まで **※必着厳守**

- (2) 提出方法 一般書留又は簡易書留による郵送もしくは持参

なお、提出に要する費用は入札参加資格者負担とします。

入札書等の様式は、本市ホームページよりダウンロードしてください。

- (3) 提出先 〒633-8585

桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市役所 都市建設部 都市計画課長宛

- (4) 辞 退 届 入札を辞退される場合は、入札書締切期日までに、14 問合わせ先へ連絡の上、辞退届（様式 3）を都市計画課事業・施設係へ提出してください。

8 入札に係る金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札書に記載する金額は消費税を含まない金額とし千円単位で記載してください。
入札書等の記入例については、当市ホームページよりダウンロードしてください。

9 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうち希望する者は、1 業者につき 1 名が開札に立会うことができます。
- (2) 開札の立会いを希望する者は、入札書の提出期限（令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時）までに開札立会申請書（様式 4）を持参または F A X を送信してください。
※ F A X の場合は、送信後に都市計画課へ受信確認の電話を必ず行ってください。
- (3) 開札立会人は 2 名までとし、希望者が 3 名以上の場合は、開札立会申請書の先着順で 2 名とします。
- (4) 代理人が立会を希望される場合は、立会委任状（様式 5）が必要となりますので、開札日当日に持参してください。
- (5) 開札立会人は、開札日当日に開札確認書に署名及び押印が必要となりますので、印鑑（認め印可）を持参してください。（代理人が立会いの場合は、立会委任状に押印している受任者の印鑑を持参してください。）
- (6) 開札の立会い希望がない場合は、入札事務に関係のない職員が立会い、開札を行います。

10 開札日時等

- (1) 開札日時 令和 8 年 6 月 22 日（月）午前 9 時 00 分
- (2) 場 所 桜井市大字粟殿 4 3 2 番地の 1
桜井市役所 本庁 3 階 入札室

11 落札候補者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。予定価格を超える場合は失格となります。

落札候補者となるべき同価格者の者が 2 者以上ある場合は、落札決定を保留した上で、立会人にくじを引かせて落札決定するものとします。当該者が立会人の場合はその者のくじは当該者がくじを引くものとします。

くじを引かない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

12 事後審査

入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、事後審査書類の提出を受け、受注者として適格か否かの確認を行い、落札者としての決定を行います。

受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を無効とし次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

なお事後審査書類は、市から連絡を受けた日の翌々日（土・日・祝日は除く）の午後5時までに提出していただきます。

事後審査書類

① 配置技術者届（様式6）

配置技術者届の様式は、当市ホームページよりダウンロードしてください。

② 配置する管理技術者の（一社）日本公園施設業協会が認定、登録した安全管理士または点検管理士の認定証の写し

③ 配置する担当技術者の（一社）日本公園施設業協会が認定、登録した整備技士、点検技士、安全管理士または点検管理士の認定書の写し

④ 配置する各技術者の雇用関係を証明する書類の写し

13 入札の無効等

- (1) 入札説明書に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- (2) 入札参加者が開札までに入札資格を満たさなくなったときは入札に参加できません。
- (3) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。
- (4) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなった時は、契約の締結はできません。

14 問合わせ先

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿432番地の1

桜井市役所 都市建設部 都市計画課 事業・施設係（本庁舎2階）

電話 0744-42-9111（内線3211）

FAX 0744-46-1782

入札書類一式は下記よりダウンロードしてください。

「桜井市ホームページの目次>事業者向け>入札契約など>入札情報>その他入札>桜井市都市公園等遊具定期点検業務委託に係る一般競争入札について」